

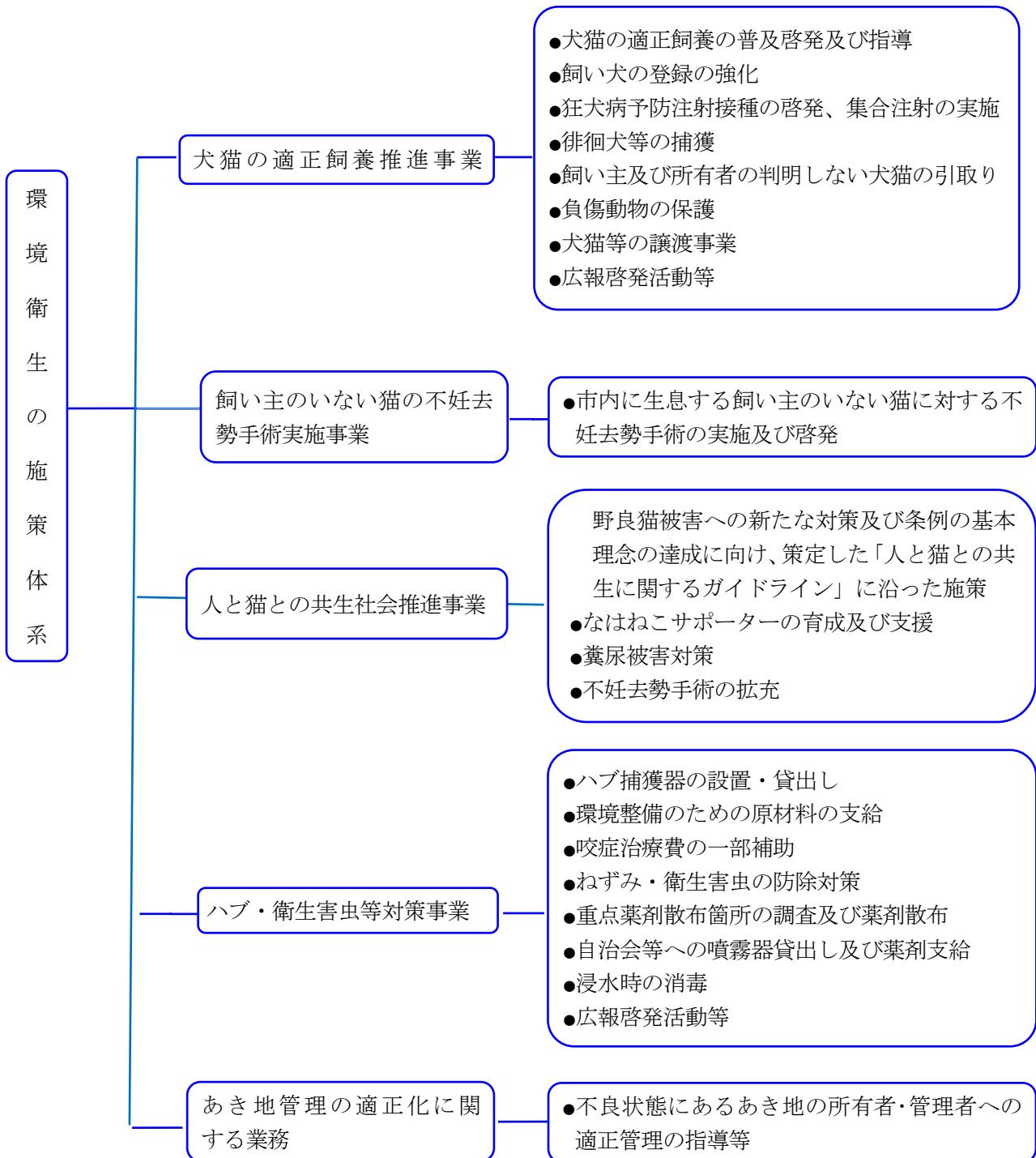
第13章 環境衛生

1 概要	182
2 犬猫の適正飼養の推進事業	183
(1) 適正飼養の普及啓発	
① 動物愛護学習会（施設見学）	
② なは動物愛護フェスタ	
③ 犬のしつけ教室	
④ 譲渡事業	
(2) 狂犬病予防の啓発	
3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業	186
(1) 事業の概要	
(2) 事業の流れ	
4 人と猫との共生社会推進事業	187
(1) 那覇市の現状と背景	
(2) 人と猫との共生に関するガイドラインの策定	
(3) なはねこサポーター制度	
5 ハブ・衛生害虫等対策	188
(1) ハブ対策	
① ハブ対策の啓発	
② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出し	
③ 原材料の支給	
④ 咬症治療費の補助	
(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
① ねずみ・衛生害虫の防除対策	
② 重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施	
③ 自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出し	
6 あき地管理対策	190



1 概要

環境衛生は、衛生的な生活環境づくりの推進に重要であり、市民の健康的な生活の基盤をなすものであります。本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、狂犬病予防注射接種の啓発、集合注射の実施、犬猫の飼い主に対する正しい飼い方の指導、徘徊犬の捕獲、ハブ対策、ねずみ・衛生害虫の防除方法等の指導、並びにあき地の所有者に対しその適正管理に関する指導等を行っています。



2 犬猫の適正飼養の推進

市民や事業者に対し動物愛護思想を高めるために各種の普及啓発事業を行っています。

(1) 適正飼養の普及啓発

① 動物愛護学習会（施設見学）

実 施：一部実施

動物愛護への考えを身近に感じてもらうため、施設見学を通して、動物の飼い方や接し方などを説明し、小学4年生を対象に「ほんとうに飼えるかな？」というテーマを決め、動物を飼う楽しさと命を預かる責任について一緒に考え、動物愛護の大切さを啓発しました。



【動物愛護学習会】

② なは動物愛護フェスタ

内容：「犬猫の飼い方相談」「なはねこサポーター制度のお知らせ」

「適正飼養に関するパネル展」「ペット防災」など

動物愛護団体や沖縄県獣医師会等との協働により、犬や猫の適正飼養、繁殖制限、終生飼養について考えもらえるよう様々なコーナーを設置。同イベントを通して、多くの市民がより動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深める機会となりました。

相談コーナーにおいては、犬や猫の飼い方で困っている飼い主やこれから飼いたい方へのアドバイスを実施。

また、令和5年度より取り組んでいる「なはねこサポーター制度」の周知広報など多くの市民等に理解を深めました。



【なは動物愛護フェスタ】

③ 犬のしつけ教室

飼い犬の習性や性格を理解した上で、最後まで責任を持って飼い続けることを目的に、プロの訓練士による「犬のしつけ教室」を開催しています。

参加された飼い主が、しつけの大切さを学ぶことで犬の適正飼養の普及啓発につなげました。



【犬のしつけ教室】

④ 譲渡事業

一定期間収容後、譲渡に適していると判断された犬猫については、受入れを希望する方へ譲渡条件の確認と講習会を受講していただいた上で、譲渡を行っています。

(2) 狂犬病予防の啓発

犬の飼い主は、飼い犬へ毎年1回狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

犬の飼い主が利用しやすいよう協力動物病院（33か所）と連携して、予防注射の接種率向上を図っています。また、広報紙（広報なは市民の友）や「狂犬病予防注射のお知らせ」を通して、接種の推進を呼びかけています。

表13-1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録	接種	接種率(那覇市)	接種率(沖縄県)	接種率(全国)
令和2年度	8,622頭	5,048頭	58.5%	43.9%	70.2%
令和3年度	8,499頭	5,078頭	59.7%	49.0%	70.9%
令和4年度	8,300頭	5,063頭	61.0%	52.4%	70.9%
令和5年度	7,820頭	4,804頭	61.4%	52.2%	70.2%
令和6年度	7,639頭	4,823頭	63.1%	53.5%	

表13-2 犬の収容等

単位：頭

年 度	収容	収容（内訳）			殺処分（分類）		
		返還	譲渡	殺処分	治癒困難	譲渡不可	収容後死亡
令和2年度	92	81	11	0	0	0	0
令和3年度	82	63	19	0	0	0	0
令和4年度	58	48	10	0	0	0	0
令和5年度	51	39	12	0	0	0	0
令和6年度	35	32	3	0	0	0	0

表13-3 猫の収容等

単位：匹

年 度	収容	収容（内訳）			※殺処分（分類）		
		返還	譲渡	殺処分	治癒困難	譲渡不可	収容後死亡
令和2年度	54	2	9	43	18	0	25
令和3年度	53	1	21	31	10	0	21
令和4年度	34	1	5	28	5	0	23
令和5年度	44	2	18	24	9	0	15
令和6年度	22	0	6	16	3	0	13

※猫の場合、ほとんどが負傷、衰弱による収容となっております。

環境省の動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の分類（令和元年度以降）

※① 治癒困難 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない、病気や攻撃性がある等）

- ・負傷や病気等による苦痛が著しい動物

※② 譲渡不可 ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

- ・先天性疾患又は高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物

※③ 収容後死亡（引き取り後）

- ・病気、老衰又は事故等により死亡した動物

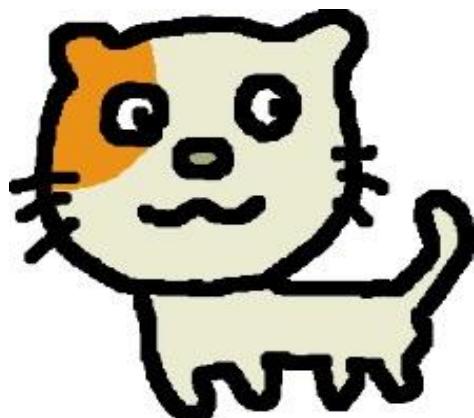
表 13-4 犬猫の収容等状況 単位：犬:頭、猫:匹

年 度	徘徊犬の 捕獲数	負傷保護		犬猫の引取り				咬傷 事故
				飼い主		所有者不明		
		犬	猫	犬	猫	犬	猫	
令和 2 年度	30	3	48	0	2	59	4	7
令和 3 年度	19	2	37	5	16	56	0	11
令和 4 年度	13	1	31	2	3	42	0	7
令和 5 年度	9	0	26	0	17	42	1	11
令和 6 年度	8	1	18	0	4	26	0	6

※ 負傷して動けない猫については、保護しますが、それ以外は、原則、引取りをお断りします。

表 13-5 犬猫の相談状況等 単位：件

年 度	犬	猫	合計
令和 2 年度	532	1,044	1,576
令和 3 年度	410	1,219	1,629
令和 4 年度	359	986	1,345
令和 5 年度	341	1,031	1,372
令和 6 年度	213	653	866



3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業

(1) 事業の概要

毎年、猫による糞尿被害やごみあさりなど苦情や相談が寄せられています。

また、猫は繁殖力が強い動物で1匹のメス猫から1年で約20匹生まれると言われており、早急な対応と長期的な対策が求められています。

市ではこのような課題を解消するため、これ以上、飼い主がない猫が増えないよう平成26年度より一括交付金を活用した「観光客に快適な都市環境創出事業」による不妊去勢手術を開始し、さらに平成29年度から市独自事業として、対象地域を市内全域に拡大した「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を実施しています。

(2) 事業の流れ

市民や自治会等、手術を希望する方からの相談等を受け付け、現場確認及び適正飼養・繁殖制限の必要性について普及啓発を行います。

その後、本市獣医師による不妊去勢手術を行い、手術後に当該猫を生息していた場所へ戻す作業を行っています。



【獣医師による手術の様子】



【手術後のリリース】

表13-6 不妊去勢手術実績 単位：匹

年度	不妊去勢手術		
	雄	雌	計
令和2年度	101	114	215
令和3年度	137	140	277
令和4年度	146	168	314
令和5年度	137	163	300
令和6年度	111	129	240

4 人と猫との共生社会推進事業

(1) 那覇市の現状と背景

那覇市の現状として猫に関する苦情・相談件数は、令和6年度では653件となっております。その背景には、猫に対する感情が人それぞれ異なっていることで地域でトラブルに発展しているケースもあります。※表13-5 犬猫の相談状況等

(2) 人と猫との共生に関するガイドライン（通称なはねこガイドライン）の策定

そこで令和4年8月より人と猫との共生に関するガイドラインを策定すべく、自治会長や愛護団体、獣医師会会长、市議会議員などで検討会を開催し、令和5年3月に策定しました。

そのガイドラインに沿った事業として「人と猫との共生社会推進事業」を令和5年度より実施しています。

ガイドラインの概要

① 猫に関する基礎知識

猫の生態や代表的な病気（感染症）について

② 飼い猫編

最後まで責任を持って飼うことができるか、飼う前にしっかり考える。

満たされた室内環境で飼える頭数のみを飼育するなど

③ 野良猫編

今ある命を尊重する。野良猫を増やさず、地域と共生できるよう「管理」するなど

※将来的には、野良猫という存在そのものが無くなることを目指す。



(3) なはねこサポーター制度

ガイドラインに沿って自分の活動したい地域で野良猫を管理するボランティアサポーターをなはねこサポーターといい、その活動地域にいる野良猫の不妊去勢手術やマナーを守ったエサやりなどを行ってもらい、猫の繁殖制限と糞尿被害の軽減に繋げる制度を行っています。



事前に登録を受けた地域において

- 野良猫の避妊去勢手術や必要に応じた保護・譲渡
- 野良猫用トイレの設置や、排泄物の清掃
- 猫に関するトラブルへの対応
- 地域への活動報告
- マナーを守った方法でのエサやり

※令和6年度は、74地区、107名の方が登録し活動しております。

表13-7 那覇市での不妊去勢手術数（なはねこサポーターの実績含む）

年度	飼い主のいない猫不妊去勢手術事業			どうぶつ基金チケット	なはねこチケット	計
	オス	メス	計			
令和5年度	137匹	163匹	300匹	332匹	158匹	790匹
令和6年度	111匹	129匹	240匹	156匹	285匹	681匹

5 ハブ・衛生害虫等対策

(1) ハブ対策

市民に対しハブに関する正しい知識を深めてもらうため、下記の事業を行っています。

① ハブ対策の啓発

学校や公共施設において、ハブ被害の予防対策を目的とした講座やパネル展示を実施して市民生活の安全と生活環境の向上に努めています。



【ハブに関する出前講座】



【ハブに関するパネル展】

② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出し

ハブの被害を減らして安全で安心できる生活環境を保つため、ハブの目撃情報に基づく現場確認を行い、防除に関する助言や捕獲器の貸出しを行っています。

③ 原材料の支給

ハブが生息するおそれがある石垣などの穴埋め補修を行う市民に対し、補修材料の一部を支給しています。

④ 咬症治療費の補助

ハブ咬症により医療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を補助しています。

(自己負担分のうち1万円の範囲内)

表13-8 ハブ等の相談状況等

単位：件

年 度	相談 件数	目撃	捕獲器 設 置	捕 獲(捕殺含む)			原材 料 支 給	咬 症	治療費 補 助
				ハブ	アカマタ	その他の ヘビ類			
令和2年度	122	59	200	92	59	13	5	2	2
令和3年度	112	58	222	79	28	10	4	4	2
令和4年度	116	64	221	86	15	9	2	1	0
令和5年度	121	49	220	116	23	7	2	1	1
令和6年度	93	47	219	126	34	3	1	0	0

※「目撃」は、ハブに限らず、全てのヘビ類である。「その他のヘビ類」は、リュウキュウアオヘビ、ガラスピバアである。

(2) ねずみ・衛生害虫防除対策

ねずみや衛生害虫の正しい知識を深めるため、各種の事業を行っています。また、必要により現場での防除等を行います。

① ねずみ・衛生害虫の防除対策

ねずみや蜂・毛虫等の衛生害虫が住宅やその周辺で生活に影響を及ぼしている場合、現場を確認し、発生防止策や防除方法等の助言を行うほか、専門業者を紹介しています。

なお、危険性の高いスズメバチについては緊急駆除を行う場合もあります。

② 重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施

下水道が未整備地域の道路側溝、排水路等で害虫の発生しやすい箇所を重点薬剤散布箇所(33箇所)と設定し、定期的に調査及び薬剤散布を行っています。

③ 自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出し

自治会、通り会などに対し、ゴキブリ等の衛生害虫防除のための噴霧器の貸出し及び薬剤支給を行っております。



【自治会による薬剤散布】

表13-9 ねずみ・衛生害虫の相談状況

単位:件

年 度	相談 件数	ねずみ	ゴキブリ	やすで	ノミ ダニ	蜂	蚊	毛虫	その他
令和2年度	175	26	12	1	2	83	7	19	25
令和3年度	191	24	7	4	4	106	5	12	29
令和4年度	153	20	2	3	1	98	6	2	21
令和5年度	106	20	2	4	1	68	3	2	6
令和6年度	104	25	4	0	3	36	4	1	31

表 13-10 自治会・通り会などによるゴキブリ防除

単位:件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体	30	25	36	31	31
実施回数	39	32	50	38	40

※実施回数については、自治会・通り会で年間2回～3回実施する団体あり。

6 あき地管理対策

清潔な生活環境を維持するため、『那覇市あき地管理の適正化に関する条例』に基づき、必要に応じてあき地の所有者又は管理者に対して適正に管理するよう指導を行っています。



【あき地に雑草が繁茂している状態】



【雑草除去後】

表13-11 あき地管理の相談状況

単位：件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	137	137	156	140	152